

令和7年11月農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年11月27日（木）午後2時00分～午後2時54分

2 場 所 長久手市役所 本庁舎3階 第4会議室

3 出席者 【農業委員】

1番 豊田 信幸 2番 鬼頭 一利 3番 柴田 悟

4番 水野 文男 5番 神谷 時男 7番 出口 知子

8番 牧野 美佳

【農地利用最適化推進委員】

平野 悦英 松原 裕之 浅井 忠義 川本 源一

事務局

事務局長 事務局長補佐兼係長

書記 2名

4 欠席者

6番 山本 茂彦

5 議事録署名人

7番 出口 知子 8番 牧野 美佳

6 協議事項

第1号 農用地利用集積等促進計画について

第2号 農地法第3条の許可申請について

第3号 農地法第4条の許可申請について

第4号 農地法第5条の許可申請について

第5号 農地法第5条第1項第6号の届出について（報告）

7 協議内容

発言者	発言内容
事務局	定刻になりましたので、始めたいと思います。 (山本委員については事前に欠席の連絡をいただいております。) 前回同様、本日の議事進行についても、基本的には議案説明と質疑は、事前配布と書面での質問にて対応のため割愛させていただき、担当地区の意見・事務局からの回答及び採決のみとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

	<p>それでは、会長議事進行をよろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは、只今より令和7年11月の農業委員会総会を開会します。 協議に入る前に、議事録署名人を出口知子委員と牧野美佳委員にお願いします。 それでは協議に入ります。</p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」を議題としますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、水野文男会長・神谷時男委員についてはこの議案中、退室をお願いします。なお、会長と副会長が不在となってしまいますので、豊田信幸委員に代理で進行をお願いします。</p> <p>(水野会長・神谷委員退室)</p>
委員	<p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 それでは、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画について説明</p>
委員	<p>事前に委員からの質問はありましたか。</p>
事務局	<p>質問はございませんでした。</p>
委員	<p>他に意見はありませんか。 (意見無し)</p> <p>なければ採決に入りたいと思います。議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。 (全員賛成)</p> <p>では、議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」は承認とします。 (水野文男会長・神谷委員入室)</p>
会長	<p>続いて議案第2号「農地法第3条の許可申請について」を議題とします。 申請書番号1について、先月保留となっていた案件について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請書番号1について説明(営農計画書の変更点と、所有地の状況について)</p>
会長	<p>担当委員の委員をお願いします。</p>
委員	<p>所有地の状況ですが、昨年度購入した現所有地の購入時の営農計画書では、柿を植えるという計画であったものの現状はみかんに変更されています。また、みかんで耕作するにしても、生育状況を見る限りは植えたばかりの状況でした。みかんの木は、通常4月ごろに植えるものであり時期も外れているため今後の生育状況が心配です。営農拡大のために購入するというのであれば、現在の耕作状況から見ると、まずは、現状の耕作地で耕作を行っているかを時間をかけて観察すべきだと考えます。保留期間については、みかんの生育状況が苗を植えてからどれくらいで</p>

	営農していると思えることができるかを専門家に確認いただき設定できれば良いと考えます。
委員	他の所有地についても、耕作できる余地があるように見受けられたため、現状の所有地で耕作を拡大するよう努めてもらえると良いと考えます。
会長	事前に委員から質問はありましたか。
事務局	1件ございました。 Q1 申請地は地目が「田」ですが現況は埋め立てかさ上げされています。かさ上げには農地に適した土と方法で行う必要があります。いつ、どのような資材で行われたのでしょうか。 A1 所有者も相続によって所有権を得たため経緯が不明とのことでした。隣地が埋め立てられその際に一緒に埋められたのではないかとのことでした。
会長	では、採決に入ります。議案第2号申請書番号1について保留とし、保留期間については改良普及課等の専門家に確認することとしてよろしいでしょうか。 (全員賛成) では、申請書番号1については保留とします。 続いて、議案第3号「農地法第4条の許可申請について」を議題とします。申請書番号2について担当委員をお願いします。
委員	現地確認を行いました。例年の一時転用の申請であり、周辺の農地に影響がないと考えられますので転用はやむを得ないと考えます。
会長	事前に、委員から質問等はありませんでしたか。
事務局	質問はございませんでした。
会長	では、採決に入ります。議案第3号申請書番号2について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) では、申請書番号2については許可相当とします。 続いて、議案第4号「農地法第5条の許可申請について」を議題とします。申請書番号3について担当委員をお願いします。
委員	現地確認を行いました。周辺が山林の中にあるものであり作物は植えられていなかったものの、農地として見ることはできると考えられる場所でした。本件は、地質調査の一時転用であり周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられるため転用はやむを得ないと考えます。
会長	事前に、委員から質問等はありませんでしたか。
事務局	質問はございませんでした。
会長	では、採決に入ります。議案第4号申請書番号3について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) では、申請書番号3については許可相当とします。 続いて、議案第4号申請書番号4について担当委員をお願いします。

